

○「地域医療連携推進法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針」（平成 29 年 3 月 21 日医政発 0321 第 5 号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
1 ～ 25 （略） 26 純資産増減計算内訳表について 内訳表は、損益計算書の科目及び基金の増減並びに純資産の残高について、医療連携推進事業に関する会計（医療連携推進業務会計）、その他の事業に関する会計（その他業務会計）及び管理業務のうち医療連携推進業務会計又はその他業務会計に計上するもの以外のものに関する会計（法人会計）の 3 つに区分して表示する。 医療法第 70 条の 9 の規定に留意し、医療連携推進目的事業財産の増減は、医療連携推進業務会計の区分に計上すること。 【参考】 （医療法第 70 条の 9 において読み替えて準用する公益認定法第 18 条の規定） 一～四 （略） 五 前各号に掲げる財産を運用し、支出し、又は処分することにより取得した財産 六 第五条第十 九 号に規定する財産（前各号に掲げるものを除く。） 七 前各号に掲げるもののほか、地域医療連携推進法人が保有する財産であって医療連携推進認定を受けた日以後に厚生労働省令※3で	1 ～ 25 （略） 26 純資産増減計算内訳表について 内訳表は、損益計算書の科目及び基金の増減並びに純資産の残高について、医療連携推進事業に関する会計（医療連携推進業務会計）、その他の事業に関する会計（その他業務会計）及び管理業務のうち医療連携推進業務会計又はその他業務会計に計上するもの以外のものに関する会計（法人会計）の 3 つに区分して表示する。 医療法第 70 条の 9 の規定に留意し、医療連携推進目的事業財産の増減は、医療連携推進業務会計の区分に計上すること。 【参考】 （医療法第 70 条の 9 において読み替えて準用する公益認定法第 18 条の規定） 一～四 （略） 五 前各号に掲げる財産を支出することにより取得した財産 六 第五条第十六号に規定する財産（前各号に掲げるものを除く。） 七 医療連携推進認定を受けた日の前に取得した財産であって同日以後に厚生労働省令※3で定める方法により医療連携推進業務の用

定める方法により医療連携推進業務の用に供するものである旨を表示した財産 ※３：医療法施行規則第39条の19　法第70の９において読み替えて準用する公益認定法第18条第７号に規定する厚生労働省令で定める方法は、財産目録、貸借対照表又はその附属明細表において、財産の勘定科目をその他の財産の勘定科目と区分して表示する方法とする。 ２　継続して医療連携推進業務の用に供するために保有している財産以外の財産については、前項の方法による表示をすることができない。 八　（略）	に供するものである旨を表示した財産 ※３：医療法施行規則第39条の19　法第70の９において読み替えて準用する公益認定法第18条第７号に規定する厚生労働省令で定める方法は、財産目録、貸借対照表又はその附属明細表において、財産の勘定科目をその他の財産の勘定科目と区分して表示する方法とする。 ２　継続して医療連携推進業務の用に供するために保有している財産以外の財産については、前項の方法による表示をすることができない。 八　（略）
--	--